

令和5年色麻町議会定例会3月会議会議録（第6号）

令和5年3月10日（金曜日）午前10時01分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

2番 佐藤忍君 3番 相原和洋君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長	小山悦子君

清水保育所長	今 野 稔 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第6号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第17号 色麻町屋外運動場設備及び管理に関する条例の一部改正 について
日程第3	議案第18号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第4	議案第19号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を 共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約 の変更について
日程第5	議案第20号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同 で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更 について
日程第6	議案第21号 令和5年度色麻町一般会計予算
日程第7	議案第22号 令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第8	議案第23号 令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第9	議案第24号 令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第10	議案第25号 令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第11	議案第26号 令和5年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第12	議案第27号 令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第13	議案第28号 令和5年度色麻町下水道事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 議案第17号 色麻町屋外運動場設備及び管理に関する条例の一部改正について  |
| 日程第3  | 議案第18号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について                            |
| 日程第4  | 議案第19号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について |
| 日程第5  | 議案第20号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について     |
| 日程第6  | 議案第21号 令和5年度色麻町一般会計予算   |
| 日程第7  | 議案第22号 令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算   |
| 日程第8  | 議案第23号 令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算   |
| 日程第9  | 議案第24号 令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算   |
| 日程第10 | 議案第25号 令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算  |
| 日程第11 | 議案第26号 令和5年度色麻町介護保険特別会計予算   |
| 日程第12 | 議案第27号 令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計予算   |
| 日程第13 | 議案第28号 令和5年度色麻町下水道事業特別会計予算  |
| 日程第14 | 議案第29号 令和5年度色麻町水道事業会計予算   |
- 

午前10時01分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員は1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に参加した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、2番佐藤 忍議員、3番相原和洋議員の両議員を指名いたします。

## 日程第2 議案第17号 色麻町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部改正

○議長（中山 哲君） 日程第2、議案第17号色麻町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） 議案第17号色麻町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

昭和54年12月に建設された屋外運動場照明施設は、これまで多くの町民に親しまれ、健康増進の場として御利用いただきました。しかしながら、老朽化に伴い、平成24年度に照明器具の撤去、令和4年度には照明灯撤去及び高圧受電設備の撤去が行われ、照明施設としての機能がなくなりました。このことから、条例に規定する屋外運動場照明施設に関する文言の削除など、所要の改正を行うものでございます。

改正する内容でございますが、議案書113ページ、審議資料は8ページ、9ページとなります。御覧ください。内容の説明につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

第2条第1項では、屋外運動場照明施設設備を含む以下同じという文言を削除するものでございます。

次に、第4条では、使用時間の改正でございます。午前5時から午後9時30分までを、照明施設が廃止となったことや、早い時間の利用者がいないことなどを考慮して、午前8時30分から午後5時までと改め、同条ただし書中、運動場照明施設と運動場を併用して使用する場合はを削除するものでございます。なお、利用者の利便性に考慮し、早い時間から利用したいなどの要望があった場合には、第4条中ただし書の規定を準用して柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、第7条第1項中、別表第1及び別表第2を別表に改めるものです。別表でございますが、表に関する補足説明を、備考という形に整理しております。

備考1については、大崎圏域に住所を有する使用者に別表に規定する料金を適用し、大崎圏域以外に住所を有する者の使用料については、別表の料金の10割増しとする旨規

定しております。なお、現行では、倍額と評し、表記しておりますものを、ほかの体育施設条例と表記と合わせ、10割増しと改めるものでございます。

備考2については、入場料を徴収する場合または営利を目的とする場合の使用料を10割増しと規定するものでございます。こちらも他の体育施設条例と文言を合わせております。

備考第3には、1日の使用時間を午前8時30分から午後5時までと規定しております。

備考4については、半日の使用時間を規定しております。午前8時30分から午後0時まで、または午後0時から午後5時までと改めております。この半日の時間についても、ほかの体育施設条例と合わせております。また、現行では、この表各欄の500円増しとする表記としておりましたが、使用料に500円を加算するに改めております。

また、9ページの別表第2は、屋外運動場の照明施設使用に関して規定する表となっておりますが、照明施設の廃止に伴い削除するものでございます。

最後に、改正条例の施行日でございますが、公布の日からとなります。

以上、議案第17号について御説明申し上げました。よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） おはようございます。お尋ねしたい件がございます。

今回のこの条例の一部改定については、照明器具の一切が使えないからその文言を外したいということでございます。ただ使用時間、これについてちょっとお尋ねをしたいなど。今まで午前5時から午後9時30分。これに対して今回の改正は、朝8時半から午後5時まで。ただ、ここで問題になってくるのは、この運動場の使用料。今まで2,420円、1日。今回も2,420円。この考え方はどうなのかなど。通常、時間短くなれば安くなるのではないかなど普通は思うんですけれども、今回ここに至った理由をまずお尋ねしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたします。

使用料につきましては、議員さんおっしゃるとおり、時間が短くなれば料金が安くなるという考えもございますが、今回につきましては、使用料については、改正する考えはございませんでした。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今の答弁が、理由になるんでしょうか。本来であれば、そこまで考えて改正すべきではなかったかなと思うんですよ。いま一度お尋ねします。なぜそこに、今回は考えなかったのか。考える必要はなかったと言え、それまでなんでしょう

けども、そのあたりを再度お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これまでは少し安かったのではないかというふうにも思うんですが、考え方がすけれどもね。ですから、この金額が適正だということでの判断をしたというふうに理解してほしいんですよ。これは幾らでなきゃ駄目だとか、今のさっき申し上げたことも一つの考えではありますけれども、これからは今までどおりの価格で利用させてもらおうと、こういうふうに理解してほしいと思います。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、町長から答弁いただいたんですけれども、今まで安かった。本来であれば、町長、常に言っているじゃないですか。公共の施設を皆さんに、より多く利用していただきたいって言っている方ですよ。それが安かったから、今回そのままにしたんだと。本来であればこれを下げて、もっと皆さんに御利用していただきたいという旨があって、やっぱり公共施設の立ち位置ってのはあるんじゃないかなと思うんですけれども、その点はどうだったのか、町長としていま一度ね、お尋ねをしておきたいなど。さっき答弁しましたんで、お願いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 1日2,420円ですね。これは決して本町として、ほかの施設と比べても高いわけでは何もないんです。2,420円も高いというふうに思う人も、それはあるかもしれませんが、この価格で利用すれば、多分納得してもらえる価格ではないかというふうに思うんです。そういうことでこれは今までどおりとしたと、こういうふうに理解していただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 先ほどの説明ですと、運動場、あそこ町民グラウンドですかね、照明施設がなくなったので、今回、条例提出だということなんですけれども、あの照明施設、撤去して何年になりますかね。

○議長（中山 哲君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたします。

先ほどお話しさせていただきましたが、老朽化に伴って平成24年度に照明器具を撤去してございます。ですので今、令和4年ですので、10年、10年になります。

○議長（中山 哲君） 8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 私が言いたいのはね、照明施設がなくなった段階で、もう条例改正しなくなかったんじゃないのかっていうことなんです。令和4年と言ったけれども、今、令和5年になってんだよね、年度ね。うん。大ざっぱに言うともう11年目に入っているわけだ。やはりこういうのはね、遅滞なく改正しておかないと、今頃になってからね、忘れた頃にね、二、三年後でもいいから、こういうの今の課長のせいではないと思いますけれどもね。二、三年後にでもやっぱりこういうのは改正すべきだったのではな

いかなと思います。やはり、条例っていうのは町の基本であって、少しそれに該当しなくなってきた場合は、速やかに改正するのが本来の条例の在り方であって、これをね、10年以上過ぎてから今さら出した。何かいろいろ調べてみたら気づいたようにして出したような、そんな感じにしか取れないんだよね。だから、その辺の考え方についてちょっとお尋ねします。

○議長（中山 哲君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたします。

やはり今議員さんおっしゃったとおりですね、その機能、器具が撤去した時点で、その次のどういう利用するかっていうのをきちんと検討してですね、もう照明等を新たにしないとなれば、その時点で早めに条例改正をするべきというふうに考えます。今後ですね、こういった体育施設、結構老朽化している部分もありますので、そういった部分が同じようなことが出た場合はですね、早急に条例改正なりの事務手続をさせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） これはね、社会教育課に限ったわけじゃございませんので、全部やっぱり自分たちの所管するところの該当する部分があれば、やっぱり速やかに改善すべきではないかなと思います。

そういう中で、先ほど時間の話をしましたけれども、今、今後は午後5時までというふうに改めるということですがけれども、これから日が長くなってくると、5時以降も使う可能性があるわけですがけれども、その辺はどのように判断すればいいんですか。要するに、1日というのは朝8時半から5時までと決めているわけだ。それ以降の方もし利用希望が出た場合は、どのように料金なり対応なりするのか、確認しときます。

○議長（中山 哲君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたします。

先ほども提案理由の中でお話をさせていただきましたが、ほかの施設との時間の整合性もありますけれども、やはり朝、少し1時間とか夕方、部活動のシーズンになれば1時間なり1時間半なり長くなっていくわけですがけれども、その場合については、柔軟にその第4条のただし書を適用して、申請なり、当日の延長を求められる場合は、料金が発生する場合ですね、割増料金という対応をさせていただければというふうに考えてございます。

その料金割増しにつきましては、別表の備考の4に、一番下、超過時間1時間につき使用料に500円を加算するという形を取らせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） お諮りいたします。

日程第3、議案第18号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組規約の変更について、日程第4、議案第19号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、日程第5、議案第20号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について、以上の3か件はいずれも関連がありますので一括議題とし、質疑、討論、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第18号から日程第5、議案第20号までの3か件を一括議題とし、質疑、討論、採決は各議案ごとに行うことに決しました。

日程第3 議案第18号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組規約の変更について

日程第4 議案第19号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

日程第5 議案第20号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

日程第3、議案第18号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について、日程第4、議案第19号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、日程第5、議案第20号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について、以上の3か件を一括議題といたします。議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） まず、一括議題、お認めいただきましてありがとうございます。

議案第18号、議案第19号、議案第20号、タイトルちょっと省略させていただきますが、提案理由を御説明いたします。

審議資料10ページ、11ページとなりますので御覧ください。

白石市外2町組合が令和5年3月31日をもって解散することになりました。これによりまして、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を組織、または共同設置する地方公共団体の数を減少させるとともに、それぞれの規約で定める別表、審議資料を御覧になっているかと思いますが、10ページから11、12ページになりますが、その別表から白石市外2町組合を削る規約の変更を行うものであります。

一部事務組合等の規約の変更につきましては、地方自治法の規定によりまして関係地方公共団体の協議によることとされており、その協議につきましては、関係市町村議会の議決を経なければならないということになっておりますので、今回提案するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより議案第18号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） これより、議案第19号の質疑に入ります。質疑ありませんか。  
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） これより、議案第20号の質疑に入ります。質疑ありませんか。  
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） お諮りいたします。

日程第6、議案第21号令和5年度色麻町一般会計予算、日程第7、議案第22号令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算、日程第8、議案第23号令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算、日程第9、議案第24号令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算、日程第10、議案第25号令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11、議案第26号令和5年度色麻町介護保険特別会計予算、日程第12、議案第27号

令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計予算、日程第13、議案第28号令和5年度色麻町下水道事業特別会計予算、日程第14、議案第29号令和5年度色麻町水道事業会計予算、以上の9か件は、令和5年度一般会計をはじめとする各種会計の当初予算であり関連がありますので、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第21号から日程第14、議案第29号までの9か件を一括議題とすることに決しました。

日程第 6	議案第 2 1 号	令和 5 年度色麻町一般会計予算
日程第 7	議案第 2 2 号	令和 5 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第 8	議案第 2 3 号	令和 5 年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第 9	議案第 2 4 号	令和 5 年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 1 0	議案第 2 5 号	令和 5 年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 1	議案第 2 6 号	令和 5 年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第 1 2	議案第 2 7 号	令和 5 年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第 1 3	議案第 2 8 号	令和 5 年度色麻町下水道事業特別会計予算
日程第 1 4	議案第 2 9 号	令和 5 年度色麻町水道事業会計予算

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第21号令和5年度色麻町一般会計予算、日程第7、議案第22号令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算、日程第8、議案第23号令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算、日程第9、議案第24号令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算、日程第10、議案第25号令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11、議案第26号令和5年度色麻町介護保険特別会計予算、日程第12、議案第27号令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計予算、日程第13、議案第28号令和5年度色麻町下水道事業特別会計予算、日程第14、議案第29号令和5年度色麻町水道事業会計予算、以上の9か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

最初に、議案第21号令和5年度色麻町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第21号令和5年度色麻町一般会計予算について提案理由を御説明申し上げます。

令和5年度の一般会計の予算総額は、46億7,965万5,000円と決めました。前年度と比べますと、2億5,899万7,000円、5.9%の増となっております。前年度予算との比較で、金額の増減の大きい主な科目について申し上げます。

まず、歳入で増額となったものは、町税が346万7,000円、0.5%の増。法人事業税交付金が400万円、50%の増。地方消費税交付金が400万円、2.7%の増。地方交付税が3,174万3,000円、1.5%の増。国庫支出金が2億1,227万7,000円、57.5%の増。県支出金が340万7,000円、1.4%の増。繰入金が1,375万円、4.3%の増。諸収入が656万7,000円、6.6%の増であります。

減額となったものは、地方譲与税が500万円、5.5%減。財産収入が1,249万2,000円、39.7%の減。町債が510万円、2.7%の減であります。

次に、歳出で増額となったものは、総務費が6,427万1,000円、10.3%の増。民生費が4億537万5,000円、33.2%の増であります。

減額となったものは、衛生費が6,884万2,000円、19.5%の減。農林水産業費が1,433万5,000円、3.1%の減。商工費が2,364万6,000円、16.8%の減。土木費が4,867万1,000円、9.9%の減。消防費が615万円、3.9%の減。教育費が1,231万7,000円、2.4%の減。公債費が3,630万2,000円、10.2%の減であります。

次に、普通建設事業費の総額は、初日にお渡ししました一覧表を御覧になられていただければと思いますが、6億7,419万8,000円で、対前年度2億6,241万5,000円、63.7%の増となりました。その主なものでございますが、認定こども園整備事業4億3,635万6,000円、下黒沢集会所整備事業6,962万1,000円、広域1号線舗装工事など5,274万円。除雪車両など購入1,622万円。小型動力ポンプ付積載車購入などで1,301万円となるなどとなっております。令和5年度においては、国庫支出金が対前年度2億1,227万7,000円増となっておりますが、認定こども園整備事業や、集会所建築などの継続事業に投下しなければならない経費ということで、不足する財源は財政調整基金からの繰入金3億円を充当して補っております。

次に、議案書ですけれども124ページのほうを御覧ください。議案書です。議案書、予算書ではなくて、議案書のほうをお願いします。議案書の124ページ、御覧ください。

第2表債務負担行為でございますが、防災行政無線設備保守点検業務の委託、令和5年度から7年度の期間、限度額396万円など、全部で9件の設定であります。

次に、126ページを御覧ください。

第3表地方債ですが、臨時財政対策債2,500万円から、認定こども園整備事業債1億1,630万円まで6件、合計1億8,440万円であります。

次に、議案書118ページにお戻りください。

第4条では、一時借入金の最高額を2億円、第5条では、歳出予算の各項間での流用可能な経費といたしまして、給料、職員手当及び共済費に係る経費を設定いたしました。

以上、令和5年度色麻町一般会計予算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては款項を追っての質疑の際にお答え申し上げたいと存じます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第22号令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予

算について提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

- 教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 議案第22号令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書127ページをお開きください。

令和5年度の歳入歳出予算の総額を1,382万7,000円と定めるものであります。

それでは、予算の概要について申し上げます。歳出から申し上げます。予算書154ページをお開きください。

第2款1項1目貸与事業費におきましては、継続15人、新規10人、合計で25人に対するの予算を見込み、貸与事業費を1,380万円と決めました。

そのほかに、第1款1項1目積立金基金積立金6,000円。

第3款1項1目予備費では2万1,000円といたしました。

続きまして、その充当財源といたします歳入について申し上げます。

152ページに戻ります。

第1款1項1目利子及び配当金においては、預金利子5,000円。

第3款1項1目奨学資金貸付基金繰入金では360万円。

第4款2項1目返還金で1,021万9,000円。

第2款1項教育費寄附金及び第4款1項1目預金利子、第5款1項1目繰越金につきましては、それぞれ1,000円と定めたところでございます。

以上、簡単ではございますが、令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計当初予算の提案理由の説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際に御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

- 議長（中山 哲君） 次に、議案第23号令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算について提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

- 企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第23号令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和5年度の工業団地整備事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ128万2,000円といたしたところでございます。

歳入歳出予算の概要につきまして、歳入から御説明を申し上げます。予算に関する説明書157ページを御覧いただきたいと思います。

第1款繰入金1項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金で128万円。第2款繰越金1項繰越金が、前年度の繰越金の科目設定で1,000円。第3款諸収入1項預金利子が歳計現金預金利子の科目設定で1,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。158ページを御覧ください。

第1款公債費1項公債費では、工業団地整備事業債の償還の利子118万1,000円。

第2款諸支出金1項繰出金では、一般会計からの繰入金精算のための一般会計への繰出金1,000円の科目設定。

第3款事業管理費1項工業団地整備事業費では、消耗品費で5万円。

第4款予備費1項予備費では5万円を計上いたしました。

以上、令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。詳細につきましては、事項別明細書の審議の際に御説明をいたします。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第24号令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第24号令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ7億7,267万円と決めました。なお、前年度当初予算と比較しますと、1,551万9,000円の減額、率にして1.97%の減となりました。

また、国民健康保険財政調整基金であります。令和4年度末の基金保有残高は1億2,040万円となる見込みとなっております。

それでは、主な内容について、まず歳入のほうから御説明いたします。予算書163ページ、164ページをお開き願います。

第1款国民健康保険税では、一般被保険者分、退職被保険者等分を合わせまして1億1,563万4,000円といたしました。令和4年の所得がまだ確定していないため、令和3年の所得を参考に算定しております。前年比で1,474万3,000円の減額となりました。

第4款第1項県補助金では、保険給付費等交付金が5億5,992万1,000円を計上しており、前年比で467万2,000円の増額といたしました。

165ページを御覧ください。

第6款繰入金では、一般会計等からの繰入金は5,707万円とし、前年比で36万3,000円の減額といたしました。第2項基金繰入金では3,500万円を計上し、前年比で500万円の減額といたしました。

第7款繰越金では500万円を計上し、前年度同額といたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。167ページ、168ページを御覧ください。

第1款第1項総務管理費では2,001万7,000円とし、前年比で463万7,000円の減額といたしました。

169ページを御覧ください。

第3項運営協議会費では46万8,000円とし、前年比で7万7,000円の増額といたしました。

第2款保険給付費第1項療養諸費では、1目一般被保険者療養給付費から、170ページの5目審査支払手数料までを合わせて4億6,539万5,000円とし、前年比で20万円の減額といたしました。

第2項高額療養費では、1目一般被保険者高額療養費から、171ページの4目退職被

保険者等高額介護合算療養費までを合わせて7,319万1,000円とし、前年比で254万8,000円の増額といたしました。

第1項療養諸費、第2項高額療養費については、いずれも近年の医療費の実績に基づき予算措置させていただきました。

第4項出産育児諸費は250万円とし、前年比で40万円の増額といたしました。

172ページを御覧願います。

第3款国民健康保険事業費納付金は、第1項医療給付費分、第2項後期高齢者支援金等分及び第3項介護納付金分合わせて1億9,154万2,000円となり、前年比で1,218万9,000円の減額となったところです。

173ページを御覧願います。

第5款保健事業費第1項特定健康診査等事業費では802万8,000円とし、前年比で19万2,000円の増額といたしました。

第2項保健事業費では140万1,000円とし、前年比で4万1,000円の減額といたしました。

175ページを御覧ください。

第8款予備費では296万3,000円を計上し、歳入歳出の予算調整を図ったところであります。

以上、簡単ではありますが、令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算の提案理由の御説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項での質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第25号令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第25号令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ8,514万円と決めました。なお、前年度当初予算と比較しますと419万7,000円の増額、率にして5.18%の増となりました。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。予算書186ページを御覧願います。

第1款後期高齢者医療保険料では5,651万7,000円とし、前年比で358万3,000円の増額といたしました。

第3款繰入金では、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金合わせて2,583万1,000円とし、前年比で91万円の増額となりました。

187ページを御覧ください。

第5款諸収入第4項受託事業収入では、特定健康診査等受託料で218万8,000円といたしました。

また、5項の雑入では、後期高齢者の被保険者を対象とした健康教室を計画しており、

その費用として補助金49万5,000円を見込んでおります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。188ページを御覧ください。

第1款総務費第1項総務管理費では、人件費、事務費と合わせて594万4,000円とし、前年比で73万2,000円の減額といたしました。

189ページを御覧ください。

第3項健康診査等事業費では、健康診査等委託料として歳入と同額の218万8,000円を計上しております。

第4項保健事業費では、健康教室にかかる費用として52万5,000円を計上しております。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金では7,539万円とし、前年比で474万7,000円の増額といたしました。

190ページを御覧ください。

第4款予備費では、前年度と同額の8万5,000円を計上し、歳入歳出の予算調整を図ったところであります。

以上、簡単ではありますが、令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の御説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項での質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第26号令和5年度色麻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第26号令和5年度色麻町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和5年度介護保険特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ8億1,263万8,000円といたしたところでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、1,387万8,000円、1.74%の増となりました。

歳入歳出予算の概要につきまして、歳入から御説明申し上げます。予算に関する説明書201ページを御覧ください。

第1款介護保険料は、現年度分特別徴収保険料、普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料、合計で1億5,323万8,000円となり、前年度と比較いたしますと175万4,000円の減額となりました。

第3款国庫支出金は、第1項国庫負担金の介護給付費負担金と、202ページ、第2項国庫補助金の1目調整交付金から、5目保険者努力支援交付金の合計で1億8,362万4,000円となり、368万1,000円の増。

203ページを御覧ください。

第4款支払基金交付金は、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金、合計で2億664万3,000円となり、381万4,000円の増。

第5款県支出金は、第1項県負担金から第3項県補助金の合計で1億1,640万6,000円

となり、184万2,000円の増となりました。

204ページ。

第7款繰入金は、介護給付費等に係る一般会計からの繰入金及び介護給付費準備基金繰入金合計で1億5,221万円で、633万4,000円の増となりました。

次に、歳出について御説明申し上げます。207ページを御覧ください。

第1款総務費は、第1項総務管理費から、209ページの第5項趣旨普及費までの合計で2,229万5,000円となり、前年度と比較いたしますと91万3,000円の減額となりました。

第2款保険給付費は、第1項介護サービス等諸費から、210ページ、第5項特定入所者介護サービス等費など、合計7億4,625万8,000円となり、前年度と比較いたしますと1,471万8,000円の増額を見込んでおります。

211ページを御覧ください。

第5款地域支援事業費は、第1項一般介護予防事業費から、214ページ、第3項介護予防生活支援サービス事業費の合計で4,341万5,000円となり、7万円の増額となりました。

215ページ。

第7款予備費は26万円で、8,000円の減額となりました。なお、算定に当たりましては、介護給付費の見込みを基に推計いたしましたところでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第27号令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第27号令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和5年度介護サービス事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ321万8,000円といたしましたところでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、1万円の減となりました。

歳入のほうから御説明いたします。226ページを御覧ください。

第1款サービス収入は、ケアプランの作成に係る収入を168万1,000円と見込み、前年度と比較いたしますと20万3,000円の減となりました。

第2款繰入金は、一般会計の繰入金として153万5,000円で、19万3,000円の増となりました。

次に、歳出について御説明申し上げます。227ページを御覧ください。

第1款サービス事業費は318万8,000円で、前年度と比較いたしますと1万円の減となりました。

第3款予備費は、昨年度同額の2万9,000円を計上いたしましたところでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたしま

す。

○議長（中山 哲君） 暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

次に、議案第28号令和5年度色麻町下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第28号令和5年度色麻町下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和5年度色麻町下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億326万3,000円と決めました。前年度対比では1億2,843万5,000円、34.27%の増となりました。

それでは、主な事業の概要について申し上げます。予算に関する説明書241ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費では、委託料として下水道使用料徴収事務委託料及び下水道事業法適化に関わる固定資産調査評価及び移行支援委託料などで982万4,000円、その他公課費の消費税及び地方消費税で1,520万円。

242ページの第2款農業集落排水事業費の管理費では、委託料として浄化センター等運転管理委託料、汚泥処理委託料などで1,107万4,000円。

244ページ。

第3款特定環境保全公共下水道事業費の。（「もうちょっとゆっくり読んでもらえる」の声あり）管理費では、委託料として浄化センター等運転管理委託料、移動式脱水施設運転業務委託料などで2,905万円。事業費では、委託料として色麻浄化センター改修工事実施設計等委託料など5,214万円。工事請負費として、マンホールポンプ改修工事費など1億292万5,000円といたしました。

245ページ。

第4款個別排水事業費の管理費では、委託料として浄化槽管理委託料などで1,441万円。事業費では、工事請負として個別排水処理施設設置工事費1,000万円で10基程度を予定しております。

次に、議案書149ページお開きください。（「何ページ」の声あり）議案書149ページです。

第2表債務負担行為ですが、令和5年度水洗便所等改造資金利子補給及び水洗便所等改造資金損失補償についての債務負担行為でございます。

また、第3表の地方債につきましては、下水道事業債の借入れ限度額を8,670万円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和5年度の色麻町下水道事業特別会計の提案理由の御説明といたします。なお、詳細につきましては、款項での質疑の際に説明させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（中山 哲君） 次に、議案第29号令和5年度色麻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を求めます。建設水道課長。
- 建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第29号令和5年度色麻町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

予算書第2条業務の予定量といたしましては、給水戸数2,158戸、年間総給水量61万5,028立方メートル、1日平均給水量1,680立方メートルといたしました。

予算第3条収益的収及び支出の予定額は1億8,860万2,000円と定め、前年度対比では308万7,000円で、1.61%の減となりました。

次に、予算第4条資本的収入及び支出でございますが、初めに支出について申し上げます。

資本的支出を1億5,420万1,000円と決めました。

予算に関する説明書273ページをお開きください。

主なものは建設改良費で、色麻地区及び清水地区配水管の更新工事などで1億3,748万2,000円。備品購入費では、組立て式給水タンクの購入で49万5,000円となっております。また、企業債償還金で1,376万円、合わせて1億5,420万1,000円といたしました。

171ページをお開きください。

資本的収入につきましては、国庫補助金9,008万2,000円、企業債4,730万円など、合わせて1億3,738万3,000円でございます。

戻りまして、議案書150ページをお開きください。

第4条では、資本的支出に対し不足する額1,681万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額637万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1,043万9,000円で補填することといたしました。

151ページ。

予算第5条の企業債の限度額につきましては、4,730万円と決めました。

予算第6条の一時借入金の限度額につきましては、5,000万円と決めました。

また、予算第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用で、営業費用と営業外費用の相互間限度額を500万円と決めました。

予算第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,885万円といたしました。

また、予算第9条の棚卸資産購入限度額は851万円と定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和5年度の色麻町水道事業会計予算の提案理由の御

説明といたします。なお、詳細につきましては、款項での質疑の際に説明させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上で、令和5年度一般会計ほか各会計予算の提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより、各会計ごとに総括質疑を行います。発言者、答弁者、双方とも議題外にならずかつ範囲を超えないで、簡潔明瞭に質疑、答弁されるようお願いいたします。

それでは、会計ごとに総括質疑を行います。

最初に、議案第21号令和5年度色麻町一般会計予算から総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 総括質疑をさせていただきます。

令和5年、今回については町長選を控えるというために、骨格予算ということで組まれたということは御承知しておりますが、第5次長期総合計画3年目の年でもございます。予算編成等にも、成果、効果を見ながらエビデンスを精査してやられているということで、今回組まれたんだと思うんですが、骨格予算、令和4年度とドウビキなるのかなど。そのあたりどのようにして今回やられたのかをまずお尋ねをしておきます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 骨格予算ですので、新たな政策は控えているということで、新しいものがあつたにしても、継続の中での新しいものということで予算化をさせていただいたということが大きい部分かなというふうに思います。ですから、全て新しいものが載ってないということではなくて、今までこの流れの中で、5年度から始まるよというものがもう既定路線といいますか、そういうものについては予算化をさせていただいていますが、新たに始めるものとか、あるいは修繕とかで、やるべきかどうかっていうのを悩むようなものについては、一旦留保しているということで、今回の骨格予算だというふうに御理解賜ればと思います。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 私も長期総合計画という言葉使いましたんで、総務課長の答弁が適切かと思うんですけども、自主財源比率、あと、交付金の関係及び補助金、国庫補助金系かな、令和4年と比べますと、かなりここに変異が出ている。補助金については先ほど総務課長が言われた認定こども園、集会所関係等々はありますけれども、それにしても、比率的にはその部分が上がったり、自主財源比率が下がっている関係も含め、骨格予算として変更等が多分いろいろエビデンス、根拠を基にしてつくられたと思うんですけど、そのあたりの今回の骨格の、骨格とは何なのか、ここが骨格ですよというのがあるんであればお示しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） なかなかちょっと厳しい御質疑でございますけれども、自主財源率が下がっているということで、当然、その国庫補助金とか大きくなれば、自主財源が出る必要がなくなるので下がるということで、一概に自主財源率が下がったからということ、予算上はですね、下がったからということであまり心配だったり、喜んだりということはないんだろうなというふうには感じております。長期総合計画に載って、定めた事業を当然やるということで、我が町の場合は長期総合計画に載っていない事業をしたい場合は、まず長期総合計画の変更の議決をもらってからやっていかなくちゃならないということがございますので、そういうものはまず今回はないと。

1 問目のときも申し上げましたが、基本的には政策的なものは、新たな政策的なものは今回予算には入ってませんよということになっています。それからですね、国庫補助金2億幾らちょっと増えていると。

依存財源が増えているということで、単純に自主財源率だけ去年と比較しますとですね、予算上はですね、当初予算上の自主財源率というのを見ますと、去年は27.1%だったんですが、今年度は25.8%ぐらいの予算になっているということで、その分国庫補助が伸びているよとか、あるいはちょっとあのいろんな交付金とかですね、その辺比較してみないと何とも言えないんですが、そういう部分で多分一番大きいのは、今回は子ども園関係の国庫補助がどんと伸びているということでございますので、その辺はですね自主財源率がちょっと下がっているという状況では、心配はあまりしていないということで、自主財源率というよりも自主財源をどれぐらい決算で投入したかということが、投入できたかということが一番だと思うんですけど、やはり自主財源ではあったほうが絶対いいわけですから、その自主財源の確保ということに関しては、やはり我々意識して、どのように確保していくかということ意識していかなくちゃならないんだろうなというふうに考えています。

では、どの部分が骨格なことなんですかけれども、予算、骨格予算にどの部分というのは多分ないかと思うので、今回の5年度予算につきましては、町長選挙控えるための骨格予算ですよということになります。多分、今の町長がもっとやりたいこと、あるんだと思うんですけども、それらはまず、今回の当初には載っていないということで御理解賜ればと思います。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） はっきりした形で質問しますが、地方財政対策ですか、地方財政計画で地方交付税が1.7%の増で、本町は1.5%の増額になっているようですが、その中で地方譲与税は3.8%、国のほうで増ですよということがありましたが、本町では5.5%の減額。その中は、中身は何かというと、自動車重量譲与税500万円減ってます。ほかはね、同額になっているわけなんですけど、その理由についてですね、御説明を賜りたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 地方交付税の予算を算定する場合ですね、今言われたその地

方財政計画伸び率というものを意識しています。前年度の交付額に対して1.6%を掛けたものを、決算見込みとして最初は立てるんですが、ただ、予算を置く場合ですね、そこをきちきちやってしまうと、実際その金額が交付されなかった場合、結構事務負担が発生しますので、ある程度留保させていただいていますんで、今回1億ちょっとぐらい普通交付税で留保させていただいております。そういう関係で1.6じゃなくて、1.5ぐらいだよということにまづなっています。

それから、譲与税関係につきましては、これですね、見込額というものが県のほうから毎年度末っていうか、1月ぐらいに示されます。その額を粛々と積み上げて、若干端数のほうはですね、調整させていただいたりしているんですけども、それら見込みながら予算化しているということで、地財計画の三・幾らを今年の交付に掛けるということではなくて、そのような予算の立て方をしているということで御理解賜ればと思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑、総括質疑ありませんか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 要するにですね、令和5年の予算案は、先ほどありましたけれども、地方自治の事務と事業については2年、3年の附帯するやつの継続という形で捉えて、特別新しい事業は展開しないという趣旨の予算。

それから、骨格予算ですが、軟骨は入ってないと思うんで、その辺について詳細に説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 軟骨は入ってございません。それでですね、予算編成上ですね、一番何を意識しているかということをおし上げますと、まず財政調整基金の残高ですね、これ二つのフソクに対応するためのもの。一つは足りない不足、それから不測の事態の不測。だから、どっちのフソクにも対応しているということで、ずっと申し上げてますが、標準財政規模の20%程度の残高を目標にということでやっておりますが、今回の5年度予算につきましては、3億円ほど当初で入れさせていただいていました。

あと、議員の一般質問の中でどれぐらい留保しているんだという話があったときに、3億5,000万円程度留保させていただきましたということで、ただ、歳出のほうもですね、一応留保しているということで、その額が5年度については3億円ぐらい、ちょっと留保させていただいている部分があります。加美組への負担金とかですね、そういう分交付税が確定してから予算化だったり、あと、除雪の経費だったりということで、そうすると5,000万円ぐらいしか財調を戻せないということで、通常ですと1億ないし2億円ぐらいは歳入と歳出の留保の差が出てくるんですけども、今回は5,000万円しかちょっと留保できてないというような状況があります。それらなんかもですね、まず一つは大きな意識としてあります。

それからですね、もっと意識しているのが、地方債の借入額と公債費の元金の償還額ですね。要は元金を返す額以上に地方債を借りないということにすれば、借金の額は減

っていくんだよと。プライマリーバランスっていうのが下の言葉あったんだけど、そう言っているのかちょっとあれなんですけれども、やはりそこは意識しなくちゃならないんだろうなということになっています。財調なければ地方債ということなんですけれども、地方債は何にでも充てられるわけじゃなくて、地方財政法で充てられる事業、5条だったかと思えますけれども、充てられる事業が決まっていますので、そういうところ、その2点を大きく意識をして、単年度ではなくて長い目で見て、公債費の償還がいつなのかということの、ちょっと意識しながら、あえて申し上げますけど、公債費の償還ピークは4年度、5年度ということになっていますので、6年度以降まだちょっと下がってくるということですので、その辺を意識して財政運営をしているということですので。地方債の中には臨時財政対策債、国との折半もありますので、今の残高のですね、50%が臨時財政対策債なものですから、減収補填なんかも含めると50超えてるんですね、地方債の残高が。ですから、実質的な建設地方債というのは、今の残高の50%は切っている額ではあるんですけども、それはそれとして、今言った返す額よりも借りる額が大きくなるように、それから財政調整基金の残高が少なくとも標準財政規模の2割は下回らないようにということで、この辺を意識してですね、事業を展開していくということでの予算であると。

なおかつ、5年度については骨格だということで、軟骨は入っていない予算だということで御回答させていただきます。

○議長（中山 哲君） 6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 総務課長からただいま詳細に説明がありましたが、結局ですね、公会計においては現金主義ですから、総務課長が説明ありましたとおり、余計に当たる財政の基金20%、それから、よく私らもよく分かんなかったんですが、総務課長の指導仰いだんですが、要するに借金の借入れと返済、そのバランスの2点を大きく捉えていけば、多少の過不足については対応できるという説明で、ちなみに先ほど説明ありましたが、令和5年度では町債1億8,400万円、公債費支払うほうが3億1,800万円、要するに借金はするけれども、それ以上に今までの借金を払って行って、最終的には残高を少なくして事業を展開する、その2点到るという説明でしたので、分かりました。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第22号令和5年度色麻町奨学資金貸付金特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 奨学資金、今年度の貸付けの金額は前年度より多くなっているようでありますけれども、昔ほどですね、借りられる人はいないのかなと思います。これ、昨年でもですね、総括で今野議員が質問した内容ですが、今後ですね、その制度改正など

は検討するものなのかということで、町長は、将来本町に在住する条件などをもって返還内容を検討いたしますという回答があったわけですが、どのような検討をなされているのか、まだ道半ばであるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この返還については、まだはっきりしたものは今のところは決めてはおりません。一応、この奨学資金の返還についてのいろんな条件を付しての考え方は、これから検討だというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 昨年、この質問あった以降、要は検討してないということですか。具体的にやはりこういうことはですね、早めにですね、結論出して、その借りられる方にですね、いろいろ説明するという、早めにですね、やるべきではないのかなと思えますが、早期に検討するものなのかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いろいろ、今条件を考え中ですので、検討はします。

○議長（中山 哲君） ほかに。よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第23号令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第24号令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第25号令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第26号令和5年度色麻町介護保険特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第27号令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第28号令和5年度色麻町下水道事業特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第29号令和5年度色麻町水道事業会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 令和5年度色麻町水道事業会計について総括質疑をさせていただきますと思います。

令和5年度予算でもですね、漏水関係で漏水調査費150万円。また、建設改良費でですね、相当な改良費をつぎ込んで配水管の布設替えなどを実施する計画のようですけれども、有収率についてですね、有収率が低いということで、決算審査のたびに議会のほうから指摘されておりますけれども、有収率の最終目標率といいますか、その辺をどの程度に設定してですね、この有収率を高めていく計画でいるのか。その辺をまずお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 高いほどいいんですけれども、今のところ60%台ですわね。ですから、差し当たってまず70%を目標にして、そして、あとはやっぱり上げればそんなにいいことないわけですので、当面は70ということ考えます。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今の町長のほうからですね、他の自治体より低い有収率を、当面70%台まで持っていきたいという答弁でしたけれども、そこまで持っていくに当たってですね、その有収率を向上させる、年度ごとの計画設定とかですね、やはりそういう目

標がなければですね、70%、70%と言っているにもかかわらず難しいと。やはり目標を設定して、それを検証して高めていくというのがですね、一番いいのかなというふうに考えます。

やはりこの有収率については、大分前から60%台で推移していて、やはり向上ですね、言われていたわけですがけれども、依然として60%台だというような状況ですんで、やはり年度別の目標設定をつけて、そこに向かって本当に建設水道課だけじゃなくてですね、それに予算づけをする財政当局、そしてそれを決定する町長もですね、やっぱり一丸となって交渉していかなければ、やはりいつまでたっても60%台というような形になってしまうと思いますんで、その辺の年度別の設定もですね、ぜひ設定し、議会のほうにもですね、その状況も決算審査なりの時点でお示ししていただければと思うんですけれども、その辺についてどのように考えるかお伺いを、再度お伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 予算的なものを考えないわけにはいかないんですけれども、当面は、今のところ努力しているのは、いわゆる石綿管の入替えということで、それとそれから漏水調査ということで、とにかくそういうこの漏水がなかなかこれが、思ったほどしっかりしたふうにならなくて、この辺の課題はあります。しかし、今言った目標に向かうには、古い管をまず入替えをする、それから漏水をきちんとそういうところを見つけて修理をするということで、70%台を目指すということにします。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 町長のね、答弁は分かるんです。ですから、この漏水管の布設替えの計画と併せて、その布設替えしたことによって、どの程度有収率が上がっていったのかどうか、その辺も併せて検証していかないとはですね、ただ資本だけ投下しても、同じレベルだということではうまくないと思いますんで、そこら辺のですね、やはり年度別の有収率の目標設定といえますか、そこら辺もお願いしたいなというふうに考えるわけですが、その年度別のこの有収率の目標設定するかしないかだけなんで、そこだけ答弁していただければと思うんですが。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そういうふうな考えで、目標を持ってやります。

○議長（中山 哲君） ほかに総括質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、各会計ごとの総括質疑は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案第21号から議案第29号までの令和5年度各種会計の予算は、議長を除く全員で構成する予算審査全員特別委員会を設置し、これに付託したいと思

ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する予算審査全員特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決しました。

続いて、お諮りいたします。本会議は付託しました審査が終了するまで休会とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本会議は付託しました審査が終了するまで休会とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

午前 11 時 50 分 延会

---